



個人所得税の新規則導入が延期されても「骨子」は変わらない？

弊社の「Tax Watch Update」でも指摘した通り、個人所得税の新規則の導入延期案については議論が白熱しています。しかし、2009年2月6日付け Circular 27/2009/TT-BTC の発行を最後に、財務省から公式発表はまだありません。この Circular は、消費の促進と景気減速への対処、それに経済成長目標の維持を目的とした政府の景気対策の一環として発行されました。

Circular 27 の条項によると、事業、雇用、資本投資、資本移転（株式譲渡も含む）、ロイヤルティ、フランチャイズから所得を得た居住者、および資本投資、資本移転（株式譲渡も含む）、ロイヤルティ、フランチャイズから所得を得た非居住者は、2009年1月から2009年5月までの個人所得税の毎月の支払いを延期できます。

なお、「延期」とは、税務の免除を意味するのではなく、税務当局が一時的に個人所得税の徴収を控えることを意味します。従いまして、今後税務が免除されるかどうかは、2009年5月の次期会期に予定されている国会決議の行方に依存します。

上記区分に属さない納税者の場合、この延期措置は適用されません。事業、雇用、資産移転、贈与から所得を得た非居住者（2009年6月30日の前にベトナムを出国した外国人も含む）は従来通り、個人所得税を課税されると Circular 27 は規定しています。2009年5月の時点で個人所得税の延期措置が国会を通過した場合、個人所得税は還付されます。

延期の期間中、雇用主（およびその他の源泉徴収組織）は引き続き、所轄税務当局に対し課税所得と税金の申告を義務づけられますが、納税の必要はありません。Circular 27 第 27 条 3.3 項によると、この期間については税金の源泉徴収を行う必要はない模様です。そのため、本来ならば雇用主によって源泉徴収されるはずの税額に相当する金額を従業員は受領できます。しかし、2009年5月に税務が免除されなかった場合、厳密に言えば、雇用主は税務の不足分について今後も責任を負うことになりそうです。これは、2009年5月まで引き続き従業員の個人所得税を徴収する法的義務を雇用主は負うのかという疑問を提起します。弊社では今後も最新動向を追跡し、適宜アップデートを行うつもりです。

なお、この Circular は 2009 年 1 月 1 日以降に発生した所得に適用されません。

連絡先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン パートナー
Nam.Nguyen@vn.ey.com

トム・マッククレランド パートナー
Tom.McClelland@vn.ey.com

カルロ・ナバロ ディレクター
Carlo.Navarro@vn.ey.com

ジェフ・シー シニア・マネージャー
Jeff.Sea@vn.ey.com

ニャン・フイン シニア・マネージャー
Nhan.Huynh@vn.ey.com

レーラ・ジャップ シニア・マネージャー
Sarah.Jubb@vn.ey.com

ティン・チュン・グエン シニア・マネージャー
Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com

日系企業担当

浅利 昌克
Masakatsu.Asari@vn.ey.com

錦城 和栄
Kazue.Kinjo@vn.ey.com

ハウ ミー スアン カオ
Hau.My.Cao@vn.ey.com

Ernst & Young

アシュアランス | 税務 | 取引 | アドバイザリー

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している13万5,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、www.ey.comをご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2009 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

本書に含まれる情報は要約形式であり、それゆえに専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。アーンスト・アンド・ヤング GMJリミテッド、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

www.ey.com/vn